

第1回 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会 会議録

平成25年6月24日（月）午後2時～
第3委員会室（東庁舎4階）

- 1 開会
- 2 あいさつ
福嶋こども部長
- 3 自己紹介
- 4 正・副会長の選出について
会長に荒牧重人委員、副会長に高野尾三穂委員を選出
- 5 会議事項（要旨）

(1) 松本市子どもの権利に関する条例について

【資料の説明】事務局

荒牧会長から条例制定の経過、特徴、内容、委員会の役割について説明。

次の条例の特徴について説明

- ア 子どもの権利を尊重し、子ども支援、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進するために必要な、理念とその普及、市の責務やおとなの役割と支援、子ども参加の促進や相談・救済の仕組みや居場所づくり、子ども施策の推進と検証などについて定めた総合条例です。
- イ 松本市が目指す「すべての子どもにやさしいまち」づくりの考え方や内容を明示しています。
- ウ どの子ども生まれながらに尊厳や権利を持つ主体として尊重され、それぞれの育ちが支援されるために必要な考え方と保障のあり方を示しています。
- エ 子ども観や子ども支援の基礎にある子どもの権利について、その普及や学習の促進、情報の提供などを重視しています。
- オ 松本の豊かな自然のなかで子どもが安全に安心して育っていくことを定めています。
- カ 子ども支援とともに、親・保護者や子ども施設の職員など子どもの育ちにかかわることなども支援することが不可欠であることを強調し、支援のあり方を示しています。
- キ 子どもの意見表明・参加の意義や重要性を強調し、それらを促進するための施策等を定めています。
- ク 子どものSOSを受けとめ、効果的な救済・回復を図るために、子どもの権利擁護委員という第三者機関を設置するなど、子ども固有の相談・救済制度を設けています。
- ケ 子ども施策の総合的かつ継続的な推進のために、関係部署・機関等が子どもの状況を把握・共有すること、行動計画を策定すること、行政体制を整備すること、そして検証のための委員会をつくることなどを定めています。
- コ 子ども支援、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進するために、市、関係機関、市民が連携・協働することが不可欠であることを示しています。

（委員）

会長は、川崎市の委員会で子どもの権利の推進計画に関わってこられたとのことですが、どんな形でやられたのか教えていただきたい。

(会長)

川崎市の委員会では、条例に基づく計画を子どもの参加、相談・救済、居場所などのテーマに絞り、検討し、報告書を提出しました。

子どもへのアンケート調査、子ども、大人、市の職員へのヒアリングで実態を把握しました。

(2) 松本市子どもの権利に関する推進計画策定について

【資料の説明】事務局

(会長)

条例の前文が基本理念にあたります。具体的に条例を実施していくための計画で、施策の柱を作っていきます。子どもたちの意見も聞きながら、市民の皆様と条例をつなげていきます。

委員の皆様のカリヤ、経験、持ち味を活かして、報告書に盛り込んでいきたい。

松本の子どものとってふさわしい計画にします。

次世代育成支援行動計画、松本市総合計画、松本市教育振興基本計画などどんな計画があるのかを学び、推進計画を検討します。

推進計画の作り方はいくつもあります。

委員会では、どういう方向で最終的に出す方法は、基本は、子どもの現状、子どもの施策の実態を踏まえた上で、基本的に理念、目標、施策というように動いていくパターンになると思います。

松本市では、こういうところを取り組まないと子ども施策にならないことを重点的に議論していく。

次世代育成支援行動計画、松本市総合計画、松本市教育振興基本計画に関わった委員の方はいますか。

(委員)

学都松本推進のための実行委員会には所属しました。

(会長)

平成23年からの10年計画の総合計画という大元の計画があつて、総合計画と条例で作る計画と齟齬があつては困ります。他に次世代育成支援行動計画、松本市教育振興基本計画があります。

この条例は、子どもの側から考えていこうというものです。

(委員)

松本市教育振興基本計画は、教育委員会だけではできなく、こども部や市でやっていることも出てきて、松本市教育委員会と松本市が出しました。

(会長)

次世代育成支援行動計画とは、重なる部分が出てくる。重なった時は、この事業はまかせるとか連携、棲み分けをやっていく。どこを重点にやっていくか検討して、健康寿命延伸都市と関係した取り組みになっていきます。

(委員)

他の計画とだぶらないように交通整理はやっていただけるのか。

(事務局)

計画は全部理解するのは、むずかしいが、委員の皆様には、子どもに関係する子どもへの思いを出していただきたい。交通整理はこちらでやります。重なっても、理念、理想がしっかりしていれば良いと思います。

(会長)

基本的には、条例で必要な子ども施策を議論していきます。

すでにやっているものはそちら、発展させるものはこちら、ぶつかるものでこちらなど、考え方や進め方が良ければ、庁内で調整してもらおう。

子育て、親支援は、次世代育成支援行動計画の方が詳細に進めているので、違う視点が必要。

(委員)

子どもの計画策定の時、市民レベルで質問が出たが、行政からこれはやっていますとすぐ答えが出てしまった。

(委員)

多くのことが提案されている。委員会では、一定のテーマに対する考え方を議論して進めて欲しい。

(委員)

計画の概要の中で、庁内調整会議で、次世代育成支援行動計画を見直し、チェックして、新たな取り組みや新たな発想をこちらに諮っていく形ですか。

(会長)

計画作りの方向は、委員会の皆様が考えて、条例の実施で何が必要か考えていただきます。

次世代育成支援行動計画が平成26年に終わるので、次の計画の部分も考えて、事業が条例とどう関わって作っていくのか洗い出しをして報告してもらいます。

条例で足りない部分、条例に含まれているところをそのまま進めるのか、変えるのかの議論も併せて行います。

(委員)

次回、具体的に示されますか。

(事務局)

次世代育成支援行動計画の事業を各課に照会して、条例の基本的事項の6つの部分にあてはめてもらい、新たな事業も考えてもらっています。

まとまった結果は、お示しします。

(委員)

子どもの施策で、たくさんのことをやっていますが、たとえば、子どもの救済でこんなことがあれば良いと思うことを、実際にできているのか聞いて、できていなければできないか、抜けていれば話し合うことができる。

条例は、子ども、子どものまわりの親、それに関係する人の部分が盛り込んであることがすばらしい。

子どものことだけでなく、親や支援する人まで考えて、足りないことがあれば考えて、議論できれば良いと思います。

(委員)

委員会でそこまでやるんですか。

(会長)

委員会はイニシアティブをとりながら、たとえば、居場所の問題について、条例を具体化するために何が必要な考え方かなどを議論していきます。

(委員)

いろいろな意見が出てくると思いますが、絞っていくのか。

(会長)

皆さんに諮って、優先順位を決めていきます。出たもの全部するのはむずかしい。

(委員)

わずかな会議で、幅広い会議はむずかしい。

(会長)

今回の会議を踏まえて、優先順位を決めて議論していきます。

意見を出してもらい、反映させていきます。

(委員)

たとえば、テーマ毎に小委員会を作って、委員会にあげていく形は考えられますか。

(会長)

条例の時は、アンケートの小委員会を作ってやりました。

次回、計画について具体的に話してもらい、テーマなどを出してもらい、絞り込みます。

このテーマをどうしてもやらなければいけない時は、集まっていただき、個人の方にたたき台を作ってもらうとか、いろいろなやり方があると思います。

今回の議論で練った上で、この委員会はこういうことをやったらどうか提案することになると思います。

(委員)

たとえば、こども育成課は、子育て支援ネットワークの団体がありますが、そういう参考意見を言ってもらえる市民団体は、部署毎に持っているのか。

部内若手プロジェクトは、職員一人一人が自分で提案するのか、それとも市民の人的資源を持っているのか。

(事務局)

部内プロジェクト会議は、それぞれ仕事を持っておりますので、仕事を通して施策を考えるとともに、若手職員がこれから子育てに入る、子育て中という市民としての立場からも意見を出してもらっています。仕事と個人の両方の面でやっております。各部署は、ネットワーク、団体等を持っておりますが、その意見を吸い上げていくかは、具体的にはなっていません。

(会長)

子どもからの意見をどうするかという問題もありますが、計画を作るのに、子どもからどうやって聴くかは、簡単ではない。子どもの計画なのに、大人の一方的な考え方で作るのは良くない。

(委員)

フィードバックの問題もあります。

(委員)

計画の中で、子どもの意見聴取の年間スケジュールで、7月、8月、1月になっている理由がありますか。

(事務局)

子どもの夏休み期間に、子どもたちが意見を一番言いやすい方法で実施したいと考えております。

(会長)

この委員会をどう進めるかの話にもなっていますので、次回は、いろいろな計画について理解し、意見交換をします。どういう基本的な考え方、どういう観点を議論しなくてはいけないかを明確にした上で、回毎にテーマを絞って議論していきます。

3月までに作るのはむずかしい。平成26年度にかかって作る。

予算関係は、並行して事務局で検討してもらえばと思います。

平成27年度の予算を確保する段階で、委員会の考え方や方向性は出ていると思いますので、それを踏まえて、平成27年度の予算を確保して欲しい。

(事務局)

計画はしっかり作りたいので、しっかり議論していただければと思っています。

(会長)

松本市の条例を、自分のやっているところの視点から見て、この部分を具体化していかないと条例の意味や内容が実現できないのではないかな等、次回に活かしてもらいたい。

子どもにやさしいまちは、豊かな美しい自然を活かした地域のつながりがあると条例にあります。地域のつながりを活かすために、どのような取組みが必要かなどを踏まえて、次回ご発言いただきたい。

(委員)

条例の中で第5章の相談・救済は、大きな柱になると思いますが、擁護委員は委嘱されているのか、具体的にどのような事例が出ているのか、学校との連携はどうやっていくのか教えて欲しい。

(会長)

その件は、3番目の議題にありますので、その時、説明してもらいます。

(委員)

人権は、昔より意識されて重要視されていますが、今、形にしていかなければいけないのか、どこに問題を感じているか疑問です。

松本市は問題をどうとらえているか、アンケートなどを見ながら何が問題なのか見ていきたい。

(会長)

条例の報告書を検討していただければと思います。

問題があつて、より良くするためにやっていくことは何なのか、計画作りで絶えず議論しなくてはいけないと思います。

(3) 平成25年度松本市子どもの権利推進事業

【資料の説明】事務局

(会長)

相談・救済は、子ども、子どもに関わる人が子どものことを相談できる機関です。

子ども自身が相談、SOSを出すことは、なかなかなかった。

子どもの意志や思考を大切にして、子どもにとって最も良い解決方法を模索する機関です。

その時に、関係者と調整し、調査をし、必要な時は勧告もします。

松本市は第三者機関として設置し、7月1日に委嘱し、7月17日に開設と最短できているので、心配しています。擁護委員、相談員、職員の共通認識が必要。解決の共通理解を深めていけば、問題はないと思います。

川西市では、子どもだけでなく、教師からの相談もあります。

(委員)

基本的には、学校と子ども、あるいは教育委員会が関わってくると思いますが、相談があった時、組織の中で解決するのか、それとも行政の組織の中で考えていくのか。

(会長)

第三者機関ですので、子どもの話を聴きます。子どもの最も良い解決方法を模索します。

子どもの声を聴いたその機関が勧告して終わりということはありません。

学校、教育委員会も動きますが、第三者機関ではない。関係者が子どものために努力する。

子どもの問題の解決の大きな社会の流れの一つをここでやるということです。

(委員)

子どもの相談組織として松本以外でどのくらいの自治体がありますか。

(会長)

20位あります。

(委員)

成功例はありますか。

(会長)

川西市、近辺では、豊田市、多治見市です。

(委員)

PTAにいますが、学校の先生と話していると、何か問題があった時、教育委員会に相談されることをきらっているように思いますが、学校の立場はどうなんですか。

(会長)

様々な経験を蓄積していかなければいけないと思います。

なぜ、この機関が必要かは、子どもがいじめられたり、傷ついた時に相談しないことが多いからです。学校では、解決できない部分があります。

基本は、子どもが学び直し、成長するために関係者と調整していきます。

上手な関係ができれば、学校に有用な制度です。

(委員)

パンフレットを作成するというので、学校にどのようなパンフレットを出すのか、市民に配布するのか、学校と打合せをしていますか。

(委員)

法務省の人権擁護委員をやっていますが、法務省は、SOSミニレターをやっています。

誰にも相談できない子どもたちからレターが来ます。最後の手段として出されています。

それに併せて、松本市の相談事業が生まれることは、良いことで、大切なことだと思います。

子ども、教師の都合が良い時間の土曜日、日曜日にも開設するのが良いと思います。

(会長)

相談・救済をどう進めるかは、計画の柱になるので議論していきたい。

こういう機関ができてでも連携しないと機能しません。機関があることによって活性化するために役割分担をしていけば良いと思います。

パンフレットはまだですか。

(事務局)

名刺サイズの相談室案内カード、チラシを全小・中学生に配布します。

パンフレットは作っているところです。

(会長)

パンフレットはどうやって作っていくのか、配布するのか、子どもの意見を聴かないと、子どもに届く内容になるのかということもあります。

(事務局)

パンフレットは、子どもたちが子どもの権利を理解して、学校、地域で活かしていけるような内容で、学校教育課の指導室と連携して作成してまいります。

(会長)

第2章の普及は、通常は総則規定に入るところを章立てにしています。

条例でいろいろな議論をやっていくことを示しているのが、重要な部分です。

どういうパンフレットを作って、どうやって子どもたちに知らせて、大人にもどう知らせていくか検討していきたいと思います。

今の松本市の体制で、条例を総合的、全面的に実施するのは、行政は大変です。こども部で対面事業もやっている中で、実施事業をやっていくのは、体制を組まないと大変です。

どういうことが必要なのか検討していきたいと思います。

6 閉会